



県章

山形県公報

平成30年9月28日(金)

第2982号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……938
- 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(長寿社会政策課) ……939
- 山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……同

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……941

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(最上総合支庁子ども家庭支援課) ……同
- 同……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……942
- 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(障がい福祉課) ……同
- 内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項等の決定……………(水産振興課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……943
- 事業の認定……………(県土利用政策課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……945

公安委員会関係

規 則

- 山形県道路交通規則等の一部を改正する規則……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………946

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……947
- 同……………(同) ……948
- 同……………(同) ……950
- 一般競争入札の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……951
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……952

正 誤

規 則

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第64号

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和41年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の2の別紙中

(3)	外国語の対応	対応することができる外国語の種類	
		①対応のレベル	
		②対応できない曜日	
		③対応できない時間帯	
(4)	障がい者に対する配慮	聴覚障がい者に対するサービス内容	
		視覚障がい者に対するサービス内容	
(5)	車椅子の利用者に対する配慮	バリアフリー対応の有無	
		①スロープの有無	
		②手すりの有無	
		③身体障がい者用トイレの有無	
		④車椅子利用者用駐車場の有無	
		⑤点状ブロックの有無	
(6)		受動喫煙を防止するための措置	

を

(3)		薬剤師不在時間の有無	
(4)	外国語の対応	対応することができる外国語の種類	
		①対応のレベル	
		②対応できない曜日	
		③対応できない時間帯	
(5)	障がい者に対する配慮	聴覚障がい者に対するサービス内容	
		視覚障がい者に対するサービス内容	
(6)	車椅子の利用者に対する配慮	バリアフリー対応の有無	
		①スロープの有無	
		②手すりの有無	
		③身体障がい者用トイレの有無	
		④車椅子利用者用駐車場の有無	
		⑤点状ブロックの有無	
(7)		受動喫煙を防止するための措置	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第65号**山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「）、」を「）若しくは外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（同条例第141条第1項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）」に、「の提供」を「若しくは外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条例第137条第1項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供」に改め、同条第6項中「第2項」を「第2項、第9項」に改め、同条第8項中「以外の」を「以外の養護老人ホーム、」に改め、同条第9項ただし書中「指定特定施設入居者生活介護、」を「指定特定施設入居者生活介護若しくは外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、」に、「（次項）」を「若しくは外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（次項）」に、「できる」を「でき、第3項の主任生活相談員（第1項第3号の生活相談員である者に限る。）については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第12項ただし書中「にあっては」を「又は指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームにあっては」に改め、同条第14項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第66号**山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則**

山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則（平成8年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「定置漁業」を「定置漁業（以下「定置漁業」という。）」に改め、同条第2号中「あじ・たなご小型定置漁業」を「あじ・たなご小型定置漁業（以下「小型定置漁業」という。）」に改め、同条に次の2号を加える。

(6) 漁業法第110条第1項に規定する日本海・九州西広域漁業調整委員会の承認を受けた沿岸くろまぐろ漁業
(7) 前各号に掲げるもの以外の漁業（くろまぐろを採捕した場合に限る。）

第4条第2号を次のように改める。

(2) 船名及び次に掲げる漁業を営む者の区分に応じ、それぞれ次に定める番号

- イ 定置漁業及び小型定置漁業を営む者 漁業法第10条の規定により設定を受けた漁業権に係る免許の番号
- ロ 前条第3号及び第4号に掲げる漁業を営む者 採捕に係る船舶の許可番号
- ハ 前条第5号及び第7号に掲げる漁業を営む者 漁船登録番号
- ニ 前条第6号に掲げる漁業を営む者 同号に規定する承認に係る承認番号

第5条第1項中「すけとうだら」を「くろまぐろ、すけとうだら」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

（採捕の数量が知事管理量を超える旨等の告示）

第9条 知事は、管理期間（法第3条第1項に規定する基本計画に定める30キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）又は30キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）に係る知事管理量（法第8

条第2項に規定する知事管理量をいう。以下同じ。）による管理の対象となる期間をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

- (1) 定置漁業及び小型定置漁業に係る小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚に係る知事管理量のうち、知事が計画（法第4条第1項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）において定める採捕の種類別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める場合
- (2) 漁船漁業（定置漁業及び小型定置漁業以外の漁業をいう。以下同じ。）に係る小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚に係る知事管理量のうち、知事が計画において定める採捕の種類別又は海域別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認める場合
- (3) 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、当該小型魚又は大型魚に係る知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認められる場合
（採捕の停止）

第10条 知事が前条の規定により同条第1号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、定置漁業及び小型定置漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

2 知事が前条の規定により同条第2号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、漁船漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

3 知事が前条の規定により同条第3号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、定置漁業、小型定置漁業及び漁船漁業を営む者並びに遊漁をする者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

別記様式第1号中 「船舶の許可番号」 を 「漁業権の免許番号、船舶の許可番号、漁船登録番号又は承認番号」 に、

	年 月 日	キログラム
	年 月 日	キログラム
	年 月 日	キログラム
	年 月 日	キログラム
	年 月 日	キログラム

を

くろまぐろ	30kg未満	年 月 日	キログラム
	30kg以上	年 月 日	キログラム
すけとうだら		年 月 日	キログラム
まあじ		年 月 日	キログラム
ずわいがに		年 月 日	キログラム
するめいか		年 月 日	キログラム

に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月18日から施行する。

訓 令

山形県訓令第10号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第3建設部の項建築課の項建築基準法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第10項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同欄第25項中「第85条第3項及び第4項」を「第85条第4項及び第5項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第709号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう 新庄市住吉町1番12号	デイサービスオープンハウスこんぺいとう 新庄市住吉町1番12号	児 童 発 達 支 援	18名	平成30. 9. 10
特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう 新庄市住吉町1番12号	デイサービスオープンハウスこんぺいとう 新庄市住吉町1番12号	放課後等デイサービス	18名	同

山形県告示第710号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
合同会社おきたまライフフュージョンおらふ 米沢市広幡町成島1027番地	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所Reはーとえいる 米沢市直江町7-16	児 童 発 達 支 援	15名	平成30. 9. 13

合同会社おきたまライフフュー ジョンおらフ 米沢市広幡町成島1027番地	児童発達支援・放課後等デ イサービス事業所Reはー とえいる 米沢市直江町7-16	放課後等デイサー ビス	15名	同
--------------------------------------------	----------------------------------------------------	----------------	-----	---

山形県告示第711号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人いぶき会	訪問介護ステーション タカラ 鶴岡市切添町5番8号	訪 問 介 護	平成30. 9. 14

山形県告示第712号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ただし書中「」の額を「）の額（当該市町村民税の賦課期日現在における住所が指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内にある者にあつては、当該賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算した市町村民税所得割の額。以下「市町村民税所得割額」という。））」に、「市町村民税所得割を」を「市町村民税所得割額を」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第1第1項第1号の規定は、平成30年7月1日以後に行われた療養に係る経費について適用する。

山形県告示第713号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公示番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示 番号	免許の内容たるべき事項				地元地区
	漁業の 種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置及び区域	
内 区 第1号	第 二 種 区画漁業	こい養殖業	周 年	南陽市高梨工埴地籍12番ほか9筆 古峯原沼	南 陽 市
内 区 第2号	同	同	同	東置賜郡川西町大字大舟字逆沢地内 逆沢堤	東置賜郡 川 西 町
内 区 第3号	同	じゅんさい 養殖業	同	村山市大字富並字大谷地4845番地 じゅんさい沼	村 山 市

内区 第4号	同	こい養殖業	同	同 大字大楨地内 玉の木溜池	同
内区 第5号	同	にじます 養殖業	同	東根市大字羽入地内 小見川水源地及びその下流205メートルまでの小見川	東根市
内区 第6号	同	こい養殖業	同	新庄市大字鳥越字大森沢地内 溜池	新庄市
内区 第7号	同	同	同	東置賜郡高島町大字高安字清水前5番2 清水ヶ原溜井	東置賜郡 高島町
内区 第8号	同	同	同	米沢市三沢字川筋参26127番1 片子温水溜池	米沢市

- 2 免許予定日 平成31年1月1日
- 3 申請期間 告示の日から平成30年10月31日まで
- 4 存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

山形県告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営円能寺・沖地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営円能寺・沖地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成30年9月28日から同年10月29日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第715号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称
山形市
- 2 事業の種類
山形市立明治小学校敷地保全事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 山形市大字灰塚字筒ノ口地内
 - (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形市立明治小学校敷地保全事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

山形市立明治小学校（以下「明治小学校」という。）は、起業者が設置する小学校であるが、これまで学校施設としてだけでなく、地区の球技大会等の各種スポーツ大会や敬老会等の記念行事で使用されており、また、災害発生時における避難場所としても指定されていることなどから、明治地区の住民（以下「地区住民」という。）にとって必要不可欠な施設である。

本件事業は、明治小学校の屋外運動場を保全するための事業であり、起業地は現在借受けているが、借受けに係る契約期間が満了し、期間の更新がなされない場合は、屋外運動場の一部が使えなくなるため、円滑な学校運営や地区住民の活動等に大きく支障をきたすこととなる。

本件事業の施行により、学校施設としての本来の機能だけでなく、明治地区における各種記念行事等の開催場所としての機能や、災害発生時における避難場所としての機能など、地区住民にとって重要な機能が将来にわたり安定的に確保されることになるものと認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、既設の屋外運動場を保全するための事業であり、新たな屋外運動場建設のための工事等は行われない。

よって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業は、既設の屋外運動場を保全するための事業であり、既設の屋外運動場を利用し、新たな屋外運動場の建設を必要としない本件事業の事業計画は、土地利用上の新たな制約が生じないことなどから、社会的、技術的及び経済的な面等から総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、明治小学校は、学校施設としてだけでなく、明治地区における各種スポーツ大会や記念行事等で使用されており、また、災害発生時には応急的な避難場所となるなど、地区住民のために必要不可欠な施設であり、その機能を存続させる必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

山形県告示第716号

次の開発行為は、完了した。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成30年8月27日 指令置総建第49号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
長井市小出字館南3919番1、3919番2、3920番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
長井市屋城町7番1号
那須建設株式会社 代表取締役 那須 正

公安委員会関係**規 則**

山形県道路交通規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

山形県公安委員会
委員長 小 林 由 紀 子

山形県公安委員会規則第6号**山形県道路交通規則等の一部を改正する規則**

（山形県道路交通規則の一部改正）

第1条 山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第33条中「高速自動車国道」を「高速道路等」に、「道路をいう。」を「高速自動車国道及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路（警察本部長が高速道路交通警察隊の活動区域として定める区域に限る。）」に改める。

（山形県警察の組織に関する規則の一部改正）

第2条 山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第34条第2号中「高速自動車国道」を「高速道路等」に、「道路」を「高速自動車国道及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路（警察本部長が高速道路交通警察隊の活動区域として定める区域に限る。）」に改める。

第35条中「高速自動車国道」を「高速道路等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第39号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成30年9月28日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
すずき進後援会	鈴木 進	鬼嶋 孝志	山形市銅町1-2-39	平成 30. 8. 24

山形県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成30年9月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党立川支部	村上 順一	代表者の氏名	村上 順一	佐藤 喜久男	平成 30. 8. 2
		会計責任者の氏名	田沢 喜与一	村上 順一	
国民民主党山形県第1区総支部	青柳 安展	会計責任者の氏名	佐々木 雄一郎	荒井 敬次郎	同 9. 8
国民民主党山形県第3区総支部	関井美喜男	会計責任者の氏名	佐々木 雄一郎	吉田 大成	同
国民民主党山形県第2区総支部	青柳 安展	会計責任者の氏名	齋藤 俊一郎	滝口 浩一	同

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
あおの隆一後援会	溝越 正廣	代表者の氏名	溝越 正廣	押切 功	平成 29. 11. 26
吉村美栄子寒河江西村山企業人後援会	若月 孝	会計責任者の氏名	沖津 博	相座 弘壽	同 30. 4. 1
日本遺族政治連盟山形県本部	高橋 千蔵	主たる事務所の所在地	山形市小白川町二丁目3番31号	山形市薬師町二丁目8番75号	同 6. 21
ひでのり後援会	高橋 秀則	代表者の氏名	高橋 秀則	高橋 秀則	同
		会計責任者の氏名	高橋 市子	高橋 市子	
鈴木さちひろ後援会	情野 市孫	代表者の氏名	情野 市孫	齋藤 儀一郎	同 7. 29
もがみ優和会	結城 福治	主たる事務所の所在地	最上郡最上町大字若宮804	最上郡最上町大字向町703-3	同 9. 7

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに三川町役場において平成31年1月28日まで縦覧に供する。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ル・パークみかわショッピングスクエア（第2ブロック）
東田川郡三川町大字猪子字大堰端291番4外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社戸田書店 静岡県静岡市清水区銀座4番6号
代表取締役 鍋倉 修六
株式会社ロック 鶴岡市大宝寺町3番51号
代表取締役 金子 正幸
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 戸 田 書 店	静岡県静岡市清水区銀座4番6号	鍋 倉 修 六
三 川 産 直 組 合	東田川郡三川町大字猪子字大堰端314番3	佐 藤 信 夫

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 戸 田 書 店	静岡県静岡市清水区銀座4番6号	鍋 倉 修 六
産直みかわ事業協同組合	東田川郡三川町大字猪子字大堰端314番3	佐 藤 信 夫
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊 藤 芳 明
未 定		

- 4 変更年月日
 - (1) 産直みかわ事業協同組合に係るもの 平成18年10月1日
 - (2) 株式会社エイアンドシーに係るもの 平成18年10月7日
- 5 届出年月日
平成30年8月3日
- 6 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年1月28日までに知事に提出することができる。
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに三川町役場において平成31年1月28日まで縦覧に供する。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ル・パークみかわショッピングスクエア（第2ブロック）
 東田川郡三川町大字猪子字大堰端291番4外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社戸田書店 静岡県静岡市清水区銀座4番6号
 代表取締役 鍋倉 修六
 株式会社ロック 鶴岡市大宝寺町3番51号
 代表取締役 金子 正幸
- 3 変更する事項
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- イ 駐車場の位置
 (変更前) 縦覧に供する図面のとおり
 (変更後) 縦覧に供する図面のとおり
- ロ 駐輪場の位置
 (変更前) 縦覧に供する図面のとおり
 (変更後) 縦覧に供する図面のとおり
- ハ 荷さばき施設の位置
 (変更前) 縦覧に供する図面のとおり
 (変更後) 縦覧に供する図面のとおり
- ニ 荷さばき施設の位置及び面積
 (変更前) 53.54平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
 (変更後) 80.54平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- ホ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (変更前) 65.07立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
 (変更後) 15立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- ヘ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (変更前) 15立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
 (変更後) 54.84立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社戸田書店	午前10時	午後10時
産直みかわ事業協同組合	午前9時30分	午後9時

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社戸田書店	午前10時	午後10時
産直みかわ事業協同組合	午前9時30分	午後9時
株式会社エイアンドシー	午前10時	午後7時

ロ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社戸田書店	午前10時	午後10時
産直みかわ事業協同組合	午前9時30分	午後9時
株式会社エイアンドシー	午前10時	午後7時

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社戸田書店	午前10時	午後10時
産直みかわ事業協同組合	午前9時30分	午後9時
株式会社エイアンドシー	午前10時	午後7時
未定	午前9時	午後8時

ハ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

ニ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 9か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ホ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時から午後6時まで

(変更後) 午前6時から午後8時まで

4 変更年月日

(1) 3の(1)のロ、ハ及びホに掲げる事項 平成18年6月17日

(2) 3の(2)のイに掲げる事項 平成18年10月7日

(3) 3の(1)のイ及び(2)のニに掲げる事項 平成30年8月16日

(4) (1)から(3)まで以外の事項 平成31年3月31日

5 届出年月日

平成30年8月3日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年1月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成31年1月28日まで縦覧に供する。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大沼山形本店
山形市七日町一丁目2番30号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 大 沼	山形市七日町一丁目2番30号	児 玉 賢 一

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 大 沼	山形市七日町一丁目2番30号	早 瀬 恵 三

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 大 沼	山形市七日町一丁目2番30号	児 玉 賢 一
株 式 会 社 萬 屋 薬 局	山形市六日町2番3号	中 村 松 太 郎

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 大 沼	山形市七日町一丁目2番30号	早 瀬 恵 三
株 式 会 社 萬 屋 薬 局	山形市六日町2番3号	中 村 妙 子

3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成30年4月23日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 株式会社大沼に係るもの 平成30年4月23日
- ロ 株式会社萬屋薬局に係るもの 平成24年6月4日

4 届出年月日

平成30年8月16日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成31年1月28日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年9月28日

山形県村山総合支庁長 飛 塚 典 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁 6階 共用入札室
- (2) 日時 平成30年11月7日（水） 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,619,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成31年3月31日まで
- (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8185

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成30年10月23日（火）午後4時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 1,619,000kg

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. November 7, 2018

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Yamagata Murayama Government, 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan
TEL 023(621)8185

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下 の者 円	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 円	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 円	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 円		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 円	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 円
県営鈴川第2ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	1	一般用	11,800	13,600	15,600	17,600	19,700	19,700	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 18-51	同	44.4	2	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,100	19,100	
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	12,000	13,900	15,900	17,900	19,700	19,700	
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,200	14,100	16,100	18,200	19,100	19,100	
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同	同	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同	同	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 2号	同 21-26	同	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 桜町アパー ト2号	同 桜町四丁 目12-20	同	64.2	1	同	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900	
同 宮町アパー ト1号	同 宮町二丁 目8-23	同	66.5	2	同	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	
同 4号	同 8-32	同	62.6	1	同	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年10月3日から同月9日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、平成30年10月9日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成30年12月1日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成30. 8. 21	第2971号	818	20	指摘	注意

平成30年9月28日印刷 発行所 山形県庁
平成30年9月28日発行 発行人 山形県